

	用語	解説
1)	ICT	Information and Communication Technologyの略で、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT（Information Technology）の「情報」に加えて「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICTとは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現である。
2)	GIGAスクール構想	<p>学校における学びを通じて、子ども達を誰一人取り残すことなく、一人一人がICTを利用できるように教育におけるICT環境を加速化するために令和元年度からスタートした文部科学省の政策。児童・生徒1人につき1台のタブレット（又はPC）端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、それら環境を活用した学習を行い、個々の児童・生徒に最適化された教育の実現を目指している。</p> <p>なお、GIGAスクール構想の「GIGA」とは「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味する。</p>
3)	青少年教育相談室	青少年が教育上直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、青少年の健全な育成、非行化の防止及び自立を目指して、相談業務等を行っている市教育センターの相談機関のこと。
4)	コミュニティ・スクール （学校運営協議会制度）	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、学校の代表、保護者及び地域住民等が、学校運営に対して協議し、その考えを踏まえながら学校運営を進める仕組みのこと。</p> <p>「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を設置した学校長は、教育課程の編成など学校の運営に関する基本方針などを作成するにあたり、各学校に設置する同協議会の承認を得なければならない。</p>
5)	計画訪問	市教育委員会の指導主事が各小中学校に計画的に赴き、授業中の子どもの様子や授業の仕方を確認し、教職員の指導力向上のために指導・助言を行うこと。本市では、毎年、小・中学校併せて10校程度を対象に実施している。
6)	指導主事	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第1項又は第2項に基づき、学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職のこと。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。
7)	社会教育主事	社会教育法第9条の4の規定を充足する者で、教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う職のこと。具体的には、社会教育事業の企画・立案・実施などを行う。
8)	ふれあい補助員	小・中学校の通常級及び特別支援学級に在籍する児童・生徒が、学校生活を円滑に送るため、授業を含む学校生活全般の補助支援を行う職員のこと。学校看護介助員のような特別な資格を要するものではない。
9)	学習指導要領	小学校・中学校・高等学校、特別支援学校を対象に、教育課程、教科内容とその扱い等について、基本的な指導事項などを示したもの。文部科学大臣が告示し、教科書編集の基準にもなる。
10)	推薦研究	市教育委員会推薦研究校として毎年度9校を指定し、各学校における児童・生徒の実態を踏まえた実践的な研究を実施し、その成果報告を通して、市内小・中学校の学びの質を高め、教育水準の向上を目指す取組のこと。

	用語	解説
11)	教育課程編成研究会	各小・中学校の校長、教頭、教務担当者、校内研究推進担当者等が集まり、各学校における創造的な教育課程を編成するために研究協議する会議体のこと。
12)	校内研究担当者会	各小・中学校の校内研究推進担当者を対象とした、校内研究の充実に向け、研究の進め方についての協議や各学校の取組や成果の共有をするための会議体のこと。
13)	指導要録	学校教育法施行規則第24条に基づき作成されるもので、小・中・高等学校に在学する児童・生徒の現住所、保護者情報のほか、出欠状況、学習状況などを記録し、指導に活用するとともに、進学・就職などの際の証明のための原本となる表簿のこと。
14)	校内研究	各学校において、児童・生徒の教育のため、より良い授業づくりを目指した実践中心の教職員の共同研究活動のこと。
15)	教育課程	茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第6条に基づき、学校教育目標を達成するために組織化した「指導計画」「カリキュラム」を包括したもので、学校長が編成するもの。各学校で、学習指導要領、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえ、各学校が設定する教育目標を実現に向け教育課程を編成(PLAN)し、どのように実施(Do)し、評価(Check)し、改善(Action)するか、組織的な体制を確立しなければならない。
16)	学校評議員	学校教育法施行規則第49条に基づき、保護者や地域の方々から学校運営に関する意見を聴くため、学校長の推薦により教育委員会が委嘱した者のこと。 「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」は、教育課程の編成など学校の運営に関する基本方針などに対し、各学校に設置する同協議会の承認を得なければならないという権限を有しているが、「学校評議員」は個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定をするものではないところに違いがある。
17)	学校評価	学校教育法第42条により、小・中学校において、学校運営の改善と発展を目指すために学校評価を行うことが義務付けられている。評価にあたっては、同法施行規則第66条～第68条により、教職員による自己評価を行い、その結果を公表し、設置者となる市に評価結果を報告することが義務付けられている。また、自己評価を踏まえ、保護者その他学校関係者による評価も行い、その結果を公表するように努めることとしている。
18)	学校経営研究会	各学校の管理職を対象に、今日的な教育課題を踏まえた特色ある学校づくりを推進するための研究等を行い、学校運営と管理の適正化及び教育活動の充実を図る事を目的とした研究会のこと。
19)	地域コーディネーター	地域ぐるみで児童・生徒の健やかな心身の育成を図ることを目的に、学校と地域が連携して行う活動に対して、学校と自治会、商店会及びボランティアなど地域側との調整を行う者のこと。
20)	学校看護介助員	学校教育法施行規則第65条の2に規定する職員で、特別な配慮を必要とする児童・生徒の医療的ケアのほか、移動等の介助、授業や休み時間等における安全の確保などを行う、看護師資格を有する職員のこと。
21)	インクルーシブ教育	共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが、同じ場で共に学び、共に育つことを追求する教育のこと。

	用語	解説
22)	特別支援学級	小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級のこと。 【対象となる障がい】知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者
23)	通級指導教室	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態。 【対象となる障がい】言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
24)	就学指導委員会	茅ヶ崎市附属機関設置条例に基づき設置している附属機関で、茅ヶ崎市就学指導委員会規則第2条に基づき、障がいのある児童生徒等の就学について、教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申する機関のこと。 教育委員会が、児童・生徒及びその保護者と就学について相談を行い、教育委員会として当該児童・生徒等の適切と考える就学先等について、就学指導委員会に諮問し、同委員会から答申を受けている。その答申の結果については、当該児童・生徒及び保護者に伝え、就学先の決定等について支援している。
25)	スクールソーシャルワーカー	学校教育法施行規則第65条の4に規定される職員であり、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく職員のこと。
26)	スクールカウンセラー	学校教育法施行規則第65条の3に規定される職員で、臨床心理士や公認心理士など、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職員のこと。
27)	心の教育相談員	子どもが教育上直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、その健全な育成、非行化の防止及び自立を目指し、相談を行う職員のこと。
28)	あすなる教室（適応指導教室）	集団生活への適応、様々な悩みや不安などの理由により、学校に行けない状態にある児童・生徒のため、在籍校と連絡を取りながら、学校への復帰や社会的自立に向けて、基本的生活のリズムや自信を取り戻せるように支援する機関のこと。
29)	県費負担教職員	市町村立学校給与負担法第2条に基づき、市町村立小・中学校等の教職員の給与等を都道府県が負担している職員のこと。 市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるため、学校の設置者である市町村が教職員の給与等を負担すべきであるが、給与水準と一定水準の教職員の確保し、教育水準の維持向上を図るため、指定都市を除く市町村立の教職員等の給与等を国・都道府県が負担している。
30)	市費教員（市町村費負担教職員）	市町村が独自に雇用し、給与を負担している教員のこと。市町村立学校職員給与負担法が一部改正（平成18年4月1日施行）されたことにより、市区町村も独自に教職員を任用できることとなっている。
31)	スクールサポートスタッフ（教育支援業務員）	学校教育法施行規則第67条の7に基づき、教員の負担軽減を図るため、資料作成や授業準備等を行う職員のこと。
32)	臨時的任用職員	育児休業取得職員等の代替職員として一定期間勤務する職員のこと。

	用語	解説
33)	教育指導員	校長経験者など教育課程、学校指導その他学校教育に関する専門的事項について知識と経験を有するもので、指導主事と連携しながら教職員の指導にあたる職員のこと。
34)	調査研究会	教育センターで実施している研究に携わる教員の研究グループのこと。毎年度、3～5つのテーマを設定し、研究活動を行っている（テーマの詳細は政策5を参照）。
35)	社会教育関係職員	社会教育主事のほか、社会教育課や青少年課に配属されている職員のこと。
36)	ストーリーテリング	語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。
37)	ブックトーク	あるテーマに沿って、聞き手に何冊かの本を紹介する活動のこと。
38)	サムネイル	画像データの解像度を下げ、Web上で商品等の一覧を掲載する際に、商品等の詳細を開かずとも、見本としてそのものの概要が分かるようにした画像のこと。
39)	小学校ふれあいプラザ	小学校ふれあいプラザ事業に関する実施要綱に基づく、放課後の小学校施設を利用した、小学生の安全な居場所、遊び場を確保し、異年齢児童間の交流の促進や自主性・創造性を養うことを目的とした事業のこと。本市では、運営委員会に委託し、学校・地域・保護者等と連携して実施している。
40)	ジュニアリーダー	子ども会活動や地域の行事などで、ボランティアとして主に小学生に対しゲームや野外活動等の指導をする青少年リーダーのこと。
41)	インリーダー	子ども会の中で、子ども達のリーダーを務める者のこと。
42)	レファレンスサービス	利用者の学習や調査研究のために、どのような図書館資料（蔵書・CD-ROM・データベースなど）を利用すればよいかを案内し、効率的な調査研究の支援を行うためのサービスのこと。
43)	ブックスタート	赤ちゃんとその保護者に絵本などをプレゼントし、本と触れ合う機会を提供する活動のこと。
44)	(デジタル) アーカイブ	博物館、図書館、美術館などの施設が所有する郷土資料をデジタル化し、Webで資料が閲覧・検索できる仕組みのこと。
45)	茅ヶ崎市実施計画2025	茅ヶ崎市総合計画に定めた将来の都市像を実現するための実行計画のこと。実施計画2025は、計画期間を令和5(2023)～7(2025)年度とし、計画期間内の本市が重点的に進める事務事業や重点戦略を位置付けている。
46)	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	本市の全域を建物のない博物館と見立てて、文化、歴史、自然、産業、商業、公共施設、人材等を幅広く抽出し（これらを都市資源と呼ぶ。）、調査・研究し、それぞれが有する意義や魅力を広く周知する一方、相互に関連づけて活用を図ることによって、茅ヶ崎を取り巻く様々な課題の解決につなげ、ひいてはまち全体の活性化を図ろうとする事業のこと。
47)	茅ヶ崎教育研究会	茅ヶ崎の子どもたちの学習及び生活状況を把握するための基礎研究を推進する組織のこと。「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒徒意識調査」の分析・検証を行い、研修・講座・講演等において、その結果を報告する。
48)	ドライ方式（ドライシステム）	細菌の繁殖防止のため、床に水が落ちないように施設内の設備、機械及び器具を使用し、床を乾いた状態にする方式のこと。

	用語	解説
49)	デリバリー方式	民間調理施設で調理した給食を個別のランチボックスに入れて、各学校に配送する方式のこと。
50)	学齢簿	学校教育法施行令第1条に基づき、教育委員会が当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童・生徒について編製しなくてはならない表簿のこと。
51)	特認地域選択制	文部科学省でいう「特定地域選択制」のこと。既存の通学区域は変更せず、通学する学校として指定された学校の他に、通学する学校を選択することができる地域のこと。市内では、香川小学校通学区域の全部、松浪小学校及び西浜小学校通学区域の一部を特認地域に指定している。
52)	教育事務委託	市内に居住する学齢児童・生徒の教育事務について、他自治体にその事務を委託すること。本市では、堤1～110番（湘南ライフタウン）に居住する学齢児童・生徒の教育事務を藤沢市に委託しており、同市の小学校2校（大庭小、滝の沢小）、中学校2校（大庭中、滝の沢中）に就学できるようにしている。